

中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により、農地中間管理機構として指定した公益財団法人愛知県農業振興基金から農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 1 項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があった。

令和 7 年 6 月 27 日

愛知県知事 大村 秀章

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
稲沢市祖父江町神明津宮前 210	田	1,036	日比 光治
稲沢市祖父江町神明津宮前 211	田	523	日比 光治
計 2 筆			

2 農地の利用の現況

相続人等が不確知で、耕作の事業に従事する者が不在となった農地

3 利用計画の内容の詳細

稲作

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	借賃に相当する補償金の支払の方法
令和 7 年 11 月 1 日	10 年	3,000 円／10 a・年	名古屋法務局一宮支局に供託